

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る政令事項説明資料
〈郵政民営化法第 124 条、第 152 条関係〉

平成 20 年 8 月 4 日
金融庁・総務省
内閣官房郵政民営化推進室

郵政民営化法施行令の改正

- 1 郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融二社」という。）の業務範囲については、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号。以下「民営化法」という。）の規定により、民営化当初は、旧日本郵政公社の業務範囲と同様のものとなるよう民営化法及びその政省令により制限し、主務大臣の認可により段階的に拡大する仕組みとなっている。

銀行・保険会社の業務で、銀行法・保険業法以外の法律に「銀行（保険会社）は、他の法律の規定にかかわらず業務を営むことができる」とする旨の規定が置かれている業務については、金融二社においては、民営化法の業務範囲制限が適用されるようにすることとし、その対象となる法律を民営化法に規定している（政令にその詳細を委任）（第 124 条、第 152 条）。

- 2 昨年の通常国会において新規制定された株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）及び電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）の施行に伴い、郵政民営化法施行令（平成 17 年政令第 342 号。以下「施行令」という。）について、以下の改正を行う必要が生じることとなる。

（１） 株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う措置

株式会社日本政策金融公庫を設立する株式会社日本政策金融公庫法において、国民生活金融公庫法（昭和 24 年法律第 49 号）、中小企業金融公庫法（昭和 28 年法律第 138 号）等が廃止され、国民生活金融公庫、中小企業金融

公庫等の行う業務は、株式会社日本政策金融公庫に承継されることとなる。

これに伴い、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 19 年法律第 58 号）において、民営化法第 124 条第 1 項中、第 2 号（国民生活金融公庫法の規定）を削り、同項に第 6 号として「株式会社日本政策金融公庫法第 14 条第 2 項」を加える改正がなされ、金融二社において認可対象であった国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫から委託された業務は、株式会社日本政策金融公庫から委託された業務として、引き続き、認可対象となることとなる。

これらの措置に伴い、今回、施行令において、中小企業金融公庫法の規定を引用する第 4 条第 1 項第 5 号を削除するとともに、第 10 条第 1 項第 1 号において引用する民営化法の規定の号ずれを修正する。

（２） 電子記録債権法の施行に伴う措置

電子記録債権法において、電子債権記録機関からの委託により銀行等は電子債権記録業を行い得ることとされている（第 58 条第 2 項）。同法が施行されることに伴い、施行令第 4 条第 1 項に「電子記録債権法第 58 条第 2 項」を規定する号を加え、金融二社における新たな認可対象の業務とする。

（注） 電子記録債権は、その発生又は譲渡について電子記録債権法の規定による電子記録を要件とする金銭債権。

電子記録債権に係る電子記録に関する業務は、電子債権記録機関（電子記録債権法第 51 条第 1 項の規定により主務大臣（法務大臣及び内閣総理大臣）の指定を受けた株式会社）が行うが、その一部は銀行等に委託

することができる。

- 3 なお、上記2の施行令の改正規定は、その改正原因となった法律の施行の日【(1)は平成20年10月1日、(2)は(2)の法公布日(平成19年6月27日)から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日】から施行となるが、上記2の施行令の改正規定を含む政令の公布は、相応の周知期間をもってこれらの日より前になされる予定。

(参考)

- ・ 郵政民営化法第124条第2項及び第152条第2項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、主務大臣は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。(郵政民営化法第123条、第151条)

参 考

○ 郵政民営化法施行令（平成17年政令第342号）の一部改正案

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係） 第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。 一～四 （略） <u>五 削除</u> 六～三十五 （略） <u>三十六 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十八条第二項</u> 2 郵便貯金銀行についての前項各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。 （郵便保険会社についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係） 第十条 法第五十二条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。 一 法第二百二十四条第一項第五号及び第六号に掲げる法律の規定 二 第四条第一項各号（第六号及び第二十号を除く。）に掲げる法律の規定 2 郵便保険会社についての前項各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。	（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係） 第四条 （同左） 一～四 （略） <u>五 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第二十条第三項</u> 六～三十五 （略） （新設） 2 （同左） （郵便保険会社についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係） 第十条 （同左） 一 法第二百二十四条第一項第二号及び第六号に掲げる法律の規定 二 第四条第一項各号（第六号及び第二十号を除く。）に掲げる法律の規定 2 （同左）

(参照条文)

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）

（業務の委託）

第十四条 公庫は、その業務（第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。）の一部を他の者（主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人（以下「受託法人」という。）に限る。）に委託することができる。

2 受託法人（主務省令で定める法人を除く。）は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により委託した業務を受託することができる。

3・4 （略）

（信託の受託者等からの業務の受託）

第五十四条 公庫は、前条の規定による認可を受けて貸付債権等について信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号に掲げる方法による信託（信託会社等（別表第二の注（11）に規定する信託会社等をいう。）との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。）をし、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権等の譲受人から当該貸付債権等に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

2 公庫は、次に掲げる者に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。

一 受託法人

二 沖縄振興開発金融公庫

3 第十四条第二項及び第三項の規定は、公庫が前項の規定により受託した業務の一部を同項第一号に掲げる者に委託する場合について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

五 第五条第三項及び附則第四十二条から第四十四条までの規定 平成二十年十月一日

（国民生活金融公庫法等の廃止）

第四十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 国民生活金融公庫法

二 農林漁業金融公庫法

三 中小企業金融公庫法

四 国際協力銀行法

○ 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）

（郵政民営化法の一部改正）

第四十六条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十四条第二項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。（以下略）

○ 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第二百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 第一百七条第一号、同号イ、第一百十条第一項第一号若しくは第五号又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 （略）

（当せん金付証票法等の適用関係）【※】

第二百二十四条 郵便貯金銀行についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

一 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第二項

二 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条の二第三項（同法附則第二十四項後段において準用する場合を含む。）

三 預金保険法第三十五条第二項

四 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十条第二項

五 保険業法第二百七十五条第二項

六 確定拠出年金法第八十八条第二項

2 前項に規定するもののほか、郵便貯金銀行についての銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が営むことができる業務に関する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。

※株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、郵政民営化法第 124 条について、第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項に「六 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十四条第二項（同法第五十四条第三項に

において準用する場合を含む。)」を加える改正がなされた。

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 第百三十七条第一号イ、第三号イ若しくは第四号イ、第百三十八条第一項又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 (略)

(当せん金付証票法等の適用関係)

第百五十二条 郵便保険会社についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

一～四 (略)

2 前項に規定するもののほか、郵便保険会社についての保険会社が営むことができる業務に関する確定拠出年金法第六十一条第二項及び第八十八条第二項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。

○ 電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）

(電子債権記録機関の業務)

第五十六条 電子債権記録機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、電子記録債権に係る電子記録に関する業務を行うものとする。

(電子債権記録業の一部の委託)

第五十八条 電子債権記録機関は、主務省令で定めるところにより、電子債権記録業の一部を、主務大臣の承認を受けて、銀行等（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）その他の政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）その他の者に委託することができる。

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該委託に係る業務を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。